

北海道の飲食店等におけるワクチン・検査パッケージ制度に係るQ&A（R3.12.17現在）

	項目	質問	回答
1	制度全般	「ワクチン・検査パッケージ制度」とは何か。	「ワクチン・検査パッケージ制度」は、感染拡大を防止しながら、日常生活や社会経済活動を維持できるよう、ワクチン接種歴又は陰性の検査結果を活用し、感染リスクを低減させ、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において、飲食やイベント、人の移動の各分野における行動制限の緩和を可能とするものです。
2	制度全般	ワクチン・検査パッケージ制度に登録すれば、今後は店舗に行動制限が課されることはなくなるのか。	今後、感染が急速に拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府又は道の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用せず、強い行動制限を要請することがあります。
3	制度全般	飲食店は、必ずワクチン・検査パッケージ制度に登録しなければならないのか。	ワクチン・検査パッケージ制度の登録を義務づけるものではありませんが、人数制限やカラオケ設備の提供制限の緩和のためには、登録が必要です。今後、行動制限が課される場合に備え、あらかじめ登録していただくようお願いします。
4	制度全般	ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、登録後からは常に（毎日）、入店者のワクチン接種歴又は検査結果の確認が必要になるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度が適用されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において行動制限 <u>（同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避ける、カラオケ設備を提供する飲食店等への休業要請）</u> が課されている期間に限定されます。行動制限が課されていないときは、ワクチン接種歴等を確認する必要はありません。
5	制度全般	ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、登録後からは、全ての入店者のワクチン接種歴又は検査結果を確認しなければならないのか。	ワクチン・検査パッケージ制度は、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認することで、課されている行動制限を緩和する制度です。このため、行動制限下において、同一テーブル・同一グループでの5人以上の会食を希望する場合や、カラオケ設備の使用を希望する場合のみ、その希望者全員の接種歴等の確認が必要になります。行動制限の対象とならない利用者について、確認する必要はありません。
6	制度全般	<u>利用者が入店時に提示する書類やデータについて、ワクチン接種歴に限定し、陰性の検査結果は取り扱わないこととしてもよいか。</u>	<u>利用者が、ワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、ワクチン・検査パッケージには該当せず、行動制限の緩和の適用対象とはなりません。</u>

	項目	質問	回答
7	制度全般	第三者認証に加えて、ワクチン・検査パッケージ制度を登録すると、店側の手間が増えるのではないか。	登録店は、お客様の来店時に、ワクチン接種歴又は検査結果の確認が必要になりますが、登録しても常に来店者全員の確認が必要となる訳ではありません。確認が必要となる場面と対象については、「適用の手引き」をご覧ください。
8	制度全般	小さい店なので、ワクチン・検査パッケージ制度を登録しても、メリットがない。	カラオケ設備を提供する場合や、5人以上で店舗を貸し切ることで、利用者同士の交流が想定される場合など、店舗面積に関わらず、行動制限の緩和を受けられる場合が考えられますので、積極的なご検討をお願いします。
9	制度全般	行動制限の緩和とは関係なく、顧客へのサービス提供に、ワクチン接種歴又は検査結果を活用することは可能か。	民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果の活用は原則自由です。ただし、ワクチン・検査パッケージの名称を用いる場合には、利用者がワクチン接種歴又は検査結果のいずれかを選択できる制度であることが必要です。また、個別法でサービスの利用制限の排除について定められている場合や、公共的なサービスの場合は、活用にあたり、慎重な検討が必要です。
10	制度全般	ワクチン・検査パッケージ制度に登録した飲食店は、同一テーブルに5人以上を座らせることができるようになるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度への登録は、第三者認証店であることが要件となっており、認証基準の遵守が必要です。座席についての距離の確保や、アクリル板の設置等の感染防止対策は、引き続き徹底していただくようお願いします。
11	登録	第三者認証店は、全ての店舗が自動的にワクチン・検査パッケージ制度に登録されるのか。再度、申請書を提出しなければならないのか。	既に第三者認証を取得済みの店舗については、登録のご案内をした上で、申請書を提出することなく、原則、ワクチン・検査パッケージ制度に登録させていただきます。制度への登録を希望しない場合は、第三者認証制度コールセンター（0570-783-816）までご連絡ください。
12	登録	ワクチン・検査パッケージ制度の登録の申請は、いつから可能になるのか。	既に第三者認証を取得済みの店舗については、 <u>新たな申請書の提出を求めず、登録の意思確認を行います。</u> ワクチン・検査パッケージ制度の登録の申請は、第三者認証とあわせて申請する場合も含め、12月 <u>17日</u> から受付を開始 <u>しています。</u>
13	登録	飲食店が、第三者認証を取得せず、ワクチン・検査パッケージ制度だけ登録することは可能か。	飲食店については、第三者認証の取得がワクチン・検査パッケージ制度登録の要件となりますので、必ず第三者認証を取得してください。なお、第三者認証とワクチン・検査パッケージ制度は、12月 <u>17日</u> から同時に申請することが可能 <u>です。</u>

	項目	質問	回答
14	登録	いつから、ワクチン・検査パッケージ制度の登録店として行動制限の緩和の適用を受けられるのか。	北海道のHPでの公表か、登録ステッカーの交付のいずれか早い時から、行動制限の緩和の適用を受けることができます。 ただし、実際に行動制限が緩和されるのは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において、行動制限が課されている場合に限られます。
15	登録	登録ステッカーはいつ送付されるのか。	<u>令和4年(2022年)1月</u> 以降の発送を予定しております。
16	登録	ワクチン・検査パッケージ制度の登録の際、現地調査は行われるのか。	既に第三者認証を取得済みの店舗については、登録に当たっての現地調査は予定していません。 それ以外の店舗については、第三者認証と同時に申請がされた場合、第三者認証に係る現地調査にあわせて、必要な確認を行います。 いずれの場合も、登録後、必要に応じて適用状況を調査させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。
17	登録	ワクチン・検査パッケージ制度に登録後、辞退することは可能か。	登録の取消しを希望する場合は、書面等で北海道に申し出る必要があります。
18	飲食	飲食に関して、ワクチン・検査パッケージ制度の登録によって何が可能になるのか。	同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請されている時に、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を希望するお客様が来店した場合、そのグループ全員の接種歴等を確認できれば、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能になります。(同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食を希望するお客様が来店した場合は、ワクチン接種歴等の確認は不要です。)
19	カラオケ	カラオケに関して、ワクチン・検査パッケージ制度の登録によって何が可能になるのか。	<u>緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する飲食店等に対して休業要請が行われている時に、当該飲食店等が来店者全員の接種歴等を確認できれば、</u> 収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能になります。
20	カラオケ	<u>緊急事態措置区域において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用してカラオケ設備を提供する場合、カラオケをする予定のない来店者に対して、ワクチン接種歴等の確認が必要なのか。</u>	<u>緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合は、カラオケをする予定のない者も含め、来店者全員のワクチン接種歴等の確認が必要になります。</u> <u>ただし、カラオケ設備を個室ごとに提供している場合は、カラオケ設備の提供の有無を個室ごとに確認し、提供を受けない利用者については、ワクチン接種歴等の確認は不要です。</u>

	項目	質問	回答
21	カラオケ	カラオケの行動制限が緩和される場合の、「収容率の上限を50%とする」とは、どういう意味か。	行動制限の緩和によってカラオケ設備を提供する場合、室内への入室を、定員の50%以下にする必要があります。
22	カラオケ	カラオケ設備の提供のために、ワクチン・検査パッケージ制度を登録したいと考えているが、第三者認証の取得も必要か。	飲食を主として業としていないカラオケ店の場合は、第三者認証の取得は不要ですが、飲食店の場合は、第三者認証の取得が必要です。
23	接種歴等の確認	ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、行動制限の緩和を希望するお客様のうち、接種証明や検査結果通知書をいずれも忘れた方に対しては、入店をお断りするしかないのか。	飲食に関しては、登録店舗であっても、同一グループ・同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性を確認する必要はありません。テーブル間での交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることができます。 一方、カラオケ設備の利用を希望する場合は、接種歴等を確認できない場合は、利用ができなくなります。 なお、いずれの場合も、当日の検査が可能な実施機関を紹介し、お客様にそこで受けた検査の結果をお持ちいただくという方法もあります。 これらの対応ができない場合は、入店をお断りしていただくことになります。
24	接種歴等の確認	ワクチン接種歴を確認する場合のチェックポイントは。	次の点について、確認してください。 ①2回接種を完了していること ②2回目接種後、14日以上経過していること（接種日を1日目として計算） ③提示された予防接種済証等が本人のものであること（身分証明書との突合により確認）
25	接種歴等の確認	検査結果を確認する場合のチェックポイントは。	次の点について、確認してください。 ①検査結果が陰性であること ②検査結果が有効期限内であること ③提示された検査結果通知書が本人のものであること（身分証明書との突合により確認）

	項目	質問	回答
26	接種歴等の確認	「ワクチン・検査パッケージ制度」において使用可能なワクチン接種歴の有効期限はいつまでか。	有効期限は、当面設定しないこととされていますが、今後、ワクチン接種による感染予防効果の減退に関するエビデンスや3回目接種の進捗状況を踏まえつつ、国において検討される予定です。
27	接種歴等の確認	検査結果の有効期限はいつまでか。	PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。）の場合、検体採取日（検体採取日が不明の場合は検査日）の3日後まで有効です。 抗原定性検査の場合、検査日（＝検体採取日）の翌日まで有効です。
28	接種歴等の確認	ワクチン3回目を接種済みの場合、どの接種済証の提示が必要なのか。	3回目接種済みの場合は、3回目の接種済証のみの提示で足りります。
29	接種歴等の確認	身分証明書の限定はあるか。	運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でもかまいません。
30	接種歴等の確認	ワクチン接種歴や検査結果は、書類の原本を確認する必要があるのか。	原本に限らず、予防接種済証等を撮影した画像や写し、検査機関が発行するメール等により確認することも可能です。
31	接種歴等の確認	ワクチン接種証明書が電子化された場合は活用可能か。	ワクチン接種証明書は年内にも電子化される予定であり、電子化されたワクチン接種証明書は使用可能です。 なお、自治体又は民間事業者等が開発したワクチン接種歴等の確認を可能とするアプリの取扱いについては、別途お知らせします。
32	接種歴等の確認	12歳未満の児童の本人確認の方法は？	12歳未満の児童の本人確認や年齢確認は、健康保険証等や自己申告、保護者による申告によって確認してください。
33	接種歴等の確認	現在、ワクチンを接種できない12歳未満の児童について、行動制限を緩和するためには陰性の検査結果の確認が必要か。	6歳未満の未就学児については、同居する親等の監護者が同伴する場合は、行動制限を緩和する上で、検査は不要です。 6歳以上12歳未満の児童については、行動制限を緩和する上で、陰性の検査結果の確認が必要です。 12歳未満の児童は、当日の抗原定性検査を行うことが技術的に難しい場合もあるため、可能な限り事前のPCR検査を受検することをお勧めします。

	項目	質問	回答
34	当日現場検査	ワクチン・検査パッケージ制度に登録し、当日現場検査を実施するための検査所を設置したいと考えているが、国の補助を受けるためには、どうすれば良いか。	検査の無料化等に係る国の補助事業については、現在国で補正予算案の審議中であり、決まり次第、別途お知らせします。
35	<u>当日現場検査</u>	<u>ワクチン・検査パッケージ制度に登録した場合、当日現場検査を行うための検査場所を、必ず設置しなければならないのか。</u>	<u>店舗に検査場所を設置して、当日現場検査を実施するかどうかは、事業者の任意となります。設置が義務づけられるものではありません。</u>
36	検査無料化	無料検査は、どこで受けられるのか。	ワクチン・検査パッケージ制度の登録店の利用者のうち、健康上の理由等でワクチン接種ができない方は、薬局等の検査機関で無料検査を受けることができます。無料検査の実施機関については、今後順次整備を進め、ホームページ等で公表する予定です。